

旅客運送事業の安全・利便の確保に関する行政評価・監視結果に基づく改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

- 調査の実施時期：平成 24 年 4 月～同年 8 月
- 調査等対象機関：北陸信越運輸局富山運輸支局、バス事業者
- 所見表示（改善通知）年月日：平成 24 年 8 月 27 日（通知先：富山運輸支局）
- 回答年月日：平成 24 年 9 月 28 日
- その後の改善措置に係る回答年月日：平成 25 年 6 月 27 日

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p>1 監査の実施及び事業者からの報告を通じた安全確保対策の徹底</p> <p>(1) 新規許可等バス事業者に対する監査の早期実施の徹底</p> <p>富山運輸支局は、監査がバス事業者における事故の未然防止に資するよう、新規許可事業者及び営業区域の拡大の認可を受けた事業者に対する監査については、呼出監査を活用するなどにより漏れなく早期に実施する必要がある。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）に対する監査については、「旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 446 号・北信交監第 113 号・北信技保第 63 号、以下「監査方針」という。）及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 447 号・北信交監第 114 号・北信技保第 64 号、以下「監査方針の細部取扱い」という。）に基づき実施しているところであるが、死亡事故や悪質違反を伴う事故等社会的影響が大きいものを優先的に、限られた人員で監査を実施していることから、新規許可事業者等に対する監査については、なかなか対応できていないのが現状である。</p> <p>今後は上記通達に基づき、新規許可事業者等に対する監査については、法令違反を犯す前の予防的なものとなるよう、可能な限り早期に漏れなく実施する。</p> <p>なお、指摘のあった監査が未実施である 3 者については、平成 24 年 9 月 7 日及び同年 9 月 12 日に呼出監査を実施したところである。</p> <p>⇒ 平成 24 年度の新規許可等バス事業者については、平成 25 年 4 月までに監査を実施したところである。指摘のあったとおり、当該事業者に対する早期の監査の実施は、安全管理体制の確保・充実、事故防止等に対して効果的であることから、今後とも優先的に取り組んでいく。</p>

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p>(2) 事故を引き起こした事業者に対する的確な監査等の実施</p> <p>富山運輸支局は、バス事業者における事故の再発防止と輸送の安全の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① バス事業者が短期間に連続して重傷事故を引き起こした場合は、速やかに監査等を実施すること。</p> <p>② 事故報告書について、事業者における事故の再発防止対策として必要な措置が講じられているかどうかの確認を徹底すること。</p>	<p>→① 事故を引き起こしたバス事業者に対する監査については、監査方針及び監査方針の細部取扱いに基づき実施しているところであるが、今後、同通達に基づき、直近3年間の事故の発生状況も勘案し、事故を引き起こした事業者に対し、可能な限り速やかに監査を実施する。</p> <p>なお、指摘のあった監査が未実施である事業者については、早急に監査を実施する予定である。</p> <p>⇒① 監査が未実施との指摘があった事業者に対しては、平成24年9月28日に過去3回の事故に関する原因の分析、社内全般にわたる安全管理体制及び運転者等に対する指導教育状況を含めて監査を実施したところである。今後とも、自動車事故報告書等による事故情報の確認を迅速かつ的確に行い、速やかに監査等を実施する。</p> <p>→② 事故の再発防止対策については、これまでも、事故報告書を受領する際に事業者に対して指導を行ってきたところであるが、今後、運転者の適性診断の受診が必要な場合における指導を徹底する。</p> <p>⇒② 事故の再発防止対策については、平成24年9月28日（前回の回答）以降、自動車事故報告書の提出の時に当該報告書に基づき、事業者等に対してヒアリングを実施し、事故原因、社内における再発防止対策の実施状況、適性診断の受診状況等を確認し指導を行っているところである。また、適性診断の受診の対象となる事業者に対しては、運行管理者特別講習の通知においても、改めて周知しているところである。今後とも、適性診断の受診徹底を含む再発防止対策の実施を指導することにより、同種事故の削減を図っていく。</p>

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p>(3) バス事業者の事業実態の的確な把握</p> <p>富山運輸支局は、ツアーバス事業者を含むバス事業者の事業実態を的確に把握するため、事業報告書及び輸送実績報告書（新様式によるもの）を適切に提出することを事業者に励行させる必要がある。</p>	<p>→ 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書及び輸送実績報告書については、バス事業者から毎年提出されているが、提出された各報告書の内容を精査し、不適切な記載内容や記載漏れがあった場合には記載方法について指導を行い、また、提出されていない事業者については、督促を行うよう徹底する。</p> <p>また、一般貸切旅客自動車運送事業に係る輸送実績報告書については、平成 20 年 6 月の旅客自動車運送事業等報告規則の改正により様式が一部変更されているが、未だに旧様式により提出している事業者が見受けられるため、県内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、24 年 9 月 4 日付けで「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書の提出について」事務連絡を発出し、周知したところである。</p> <p>⇒ 輸送実績報告書等の提出期限に先立ち、平成 25 年 4 月 15 日付けで公益社団法人富山県バス協会及び同協会非加盟事業者に対して、24 年 9 月 4 日付け発出の「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書の提出について」の再周知を行うとともに提出期限の遵守等について通知したところである。</p> <p>平成 25 年 5 月 31 日現在の提出状況は 30 者（対象事業者 53 者中）となっており、未提出の事業者に対しては、電話又はファックスにより催促を行っているところであるが、これら提出が遅延する事業者については、事業規模（保有車両数）が小規模又は他事業との兼営の状況にあることから、これら事業形態の特徴を捉えて、本報告について、面談指導等きめ細かに対処していく。</p>

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p><b>2 事業者における安全確保対策の徹底</b></p> <p><b>(1) 運行管理者の特別講習の受講等の徹底</b></p> <p>富山運輸支局は、運行管理者に対して業務遂行上必要となる実務や法令等に係る知識を的確に付与して安全意識の一層の向上を促進し、バス事業者における輸送の安全確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 運行管理者の選任及び解任の届出を適切に行うよう、事業者に対する指導を徹底すること。</p> <p>② バス事業者に対して、事故等の後、運行管理者の特別講習に係る通知を的確に行うこと。</p> <p>③ 「運送事業者監査総合情報システム」に運行管理者の選任又は解任、講習受講実績等の情報を入力して監査担当部門と共有することにより、運行管理者の各講習の受講状況の確認、受講の督促等を徹底するとともに、バス事業者に対する監査や指導監督を的確に実施すること。</p>	<p>→① 運行管理者の届出については、今後、会議・研修等において、確実な届出を行うよう指導を徹底する。</p> <p>なお、平成 24 年 9 月 11 日に開催された公益社団法人富山県バス協会の会議において、運行管理者の届出を確実に行うよう指導を行ったところである。</p> <p>⇒① 運行管理者選任届については、平成 24 年 9 月 28 日（前回の回答）以降に開催された運行管理者講習（全 6 回）において、バス事業者の運行管理者等 146 人に対して指導を実施したところである。引き続き、平成 25 年度の運行管理者講習においても指導を実施するとともに、事業者団体の各種会議において周知を図っていく。</p> <p>→② 特別講習の通知については、今後、自動車事故報告書を受理する際に確実に事業者に通知する。</p> <p>⇒② 特別講習の通知については、事業者から自動車事故報告書の提出がある都度、対象の運行管理者に対して通知を行うことに変更した。なお、平成 24 年 9 月 28 日（前回の回答）以降、自動車事故報告書の提出により対象となったバス事業者の運行管理者はいないが、トラック事業者の運行管理者に対しては既に実施しているところである（行政処分により対象となったバス事業者の運行管理者は 3 人おり、営業所廃止により解任となった者を除く 2 人に対して通知を行った。）。</p> <p>→③ 運行管理者の選任又は解任、講習受講実績等の情報については、今後、「運送事業者監査総合情報システム」に入力し受講状況の確認を行うとともに、当該情報を勘案して事業者に対する監査、指導等を行い、運行管理者講習の受講徹底を図っていく。</p> <p>⇒③ 運行管理者の選任（解任）及び講習受講実績の情報については、平成 24 年度末までに、「運送事業者監査総合情報システム」に未入力分のデータを入力したところである。今後とも、「運送事業者監査総合情報システム」へのデータ入力を継続的に行い、当該情報を活用して運行管理者講習の受講徹底のため、事業者に対して指導等を行っていく。</p>

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p><b>(2) 運転者の労働時間、健康状態等の管理の徹底</b></p> <p>富山運輸支局は、バス事業者における安全確保を徹底する観点から、監査、運行管理者講習による指導に加え、呼出指導、安全総点検等の方法により、事業者に対して、次の措置を含めて安全確保措置を徹底するよう指導する必要がある。</p> <p>① 運転者の過労防止等のために定められている運転者の勤務時間についての各種の基準の遵守を徹底すること。 また、乗務記録について、記録を運転者ごとにまとめるなどにより、運転者ごとの労働時間等を適切に管理すること。</p> <p>② 臨時雇の運転者も含めて健康診断を受診させるとともに、運転者全員の健康状態の把握を的確に行うこと。</p> <p>③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診を徹底すること。</p> <p>④ 点呼記録及び乗務員台帳について運転者ごとに的確な記録を徹底すること。</p> <p><b>(3) 車両の点検・整備の徹底</b></p> <p>富山運輸支局は、バスの運行の安全を確保する観点から、監査、安全総点検等の機会を通じて、車両備付けの消火器について、事業者自らが責任をもって定期的に点検し、適切な管理を徹底するよう指導する必要がある。</p>	<p>→ バス事業者に対する安全確保の徹底については、監査、運行管理者講習等の機会において指導しているところであるが、今回の指摘事項を踏まえ、今後、監査、運行管理者講習の他呼出指導、各種研修会等の機会を捉えて指導していく。</p> <p>なお、平成24年7月19日及び同年7月26日に公益社団法人富山県バス協会主催の県内バス事業者全社を対象とした教育研修会において、当支局から安全確保措置の徹底について指導したところである。</p> <p>⇒ 平成24年9月28日（前回の回答）以降、監査、運行管理者講習及び安全総点検の他、24年12月4日の公益社団法人富山県バス協会乗合・貸切合同委員会において、貸切バスの交替運転者の配置基準等について、また、25年1月18日の同協会新春懇談会において、貸切バスの過労防止対策及び安全性向上に向けた対策・取組状況等について、指導を行った。この他、国土交通本省に設置される「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」及び「バス事業のあり方検討会」における議論や提言については、各事業者とも注目してきたところであり、当該議論等の公表を受けて、当支局へ来訪の上、自社の安全管理体制等に照らして相談する又は指導を要請することが相当数あり、これらに応じてきたことについても、安全確保措置の徹底の目的を充足させるものとして承知するところである。</p> <p>→ 車両に備付けの消火器の管理については、今後、会議、研修等の機会を捉えて指導していく。</p> <p>なお、平成24年9月11日に開催された公益社団法人富山県バス協会の会議において、消火器の適切な管理について指導を行ったところである。</p> <p>⇒ 車両に備付けの消火器の管理については、平成24年11月28日及び同年12月5日に開催した整備管理者研修（全4回）において、バス事業者の整備管理者等37人に対して指導を実施したところである。引き続き、平成25年度の整備管理者研修においても指導を実施するとともに、事業者団体の各種会議において周知を図っていく。</p>

所見表示事項（概要）	富山運輸支局が講じた改善措置状況（概要）
<p><b>3 輸送の安全にかかわる情報の公表等の徹底</b></p> <p><b>(1) 輸送の安全にかかわる情報の公表の徹底</b></p> <p>富山運輸支局は、運輸安全マネジメントを推進し、バスの運行の安全を確保する観点から、法令で定められている安全方針、安全目標、処分等を受けた場合のその内容と講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報のインターネット等による公表を、監査等を通じて事業者徹底するとともに、事業者による公表状況を確認する必要がある。</p> <p><b>(2) 利用者からの苦情処理の記録の徹底</b></p> <p>富山運輸支局は、利用者からの苦情の適切な処理と記録を通じてバス事業者におけるバス運行の安全の向上を図る観点から、苦情の適切な処理と記録を徹底することを事業者へ指導する必要がある。</p>	<p>→ 輸送の安全にかかわる情報の公表については、今後、ホームページでの公表実態の把握に努めるとともに、監査等の機会を捉えて確認・指導を徹底する。</p> <p>⇒ 輸送の安全にかかわる情報の公表については、平成 25 年 2 月 19 日付けでバス事業者に対して、輸送の安全にかかわる情報の公表義務の周知及び自主点検の指示を行ったところである。今後とも、事業者団体の各種会議において周知を行うとともに、監査等の機会を捉えて、事業者に対して指導していく。</p> <p>→ 苦情処理の記録、保存については、監査において確認、指導しているところであるが、今後も監査、呼出指導等機会を捉えて、苦情の適切な処理、及び記録保存の徹底について指導していく。</p> <p>⇒ 苦情処理の記録、保存については、監査における確認・指導事項として適正に対応してきているところである。今後とも、監査、呼出指導等の機会を中心に指導を行っていくものであるが、安全確保の基礎要件として、安全総点検や各種会議等の機会を活用して指導を行っていく。</p>